

社会福祉法人 宿河原会 行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和5年3月31日までの 2年間

2. 内容

目標1：女性職員の育児休業取得率80%以上を持続させ、取得から復帰までの支援を充実させる。

<対策>

- 令和3年4月～産前産後休業や育児休業、育児休業給付、休業中の社会保険料免除など諸制度の周知や情報提供を定期的に行う。
- 令和3年4月～管理監督者による面談や休職中の情報提供を継続して行う。

目標2：「衛生推進者」や家庭と仕事のバランスを図る「両立支援担当者」を任命し、労働環境の改善を継続的に行う。

<対策>

- 令和3年4月～労使間で、両立支援に関する定期的な話し合いの場を設ける。
- 令和3年4月～小学校就学前の子を持つ職員のために、「子の看護休暇」「所定労働時間の短縮」等の制度周知、情報提供を行う。

目標3：社会状況を踏まえつつ、次世代育成支援対策として、学生に対するインターンシップ等の体験機会の提供を推進する。

<対策>

- 令和3年4月～社会状況を踏まえつつ、地域の学生を中心に職場体験の機会を提供し、保育士の魅力を伝える活動を推進する。
- 令和3年4月～保育士資格取得を目指す学生に対して、必要な情報提供を逐次行う。